

『詳細登記六法（平成26年版）』正誤表（平成25年1月25日）

次のとおり誤りがありましたので、お詫びし謹んで訂正いたします。

【平成26年版の発刊にあたり】中【本文1行目】

〔誤〕「・・・前年版の編集基準日である平成25年9月1日から、平成26年9月1日までに公布された法令による・・・」

←

〔正〕「・・・前年版の編集基準日である平成24年9月1日から、平成25年9月1日までに公布された法令による・・・」

【凡例】中【本文2行目】

〔誤〕「平成25年9月1日までに公布された法令を対象とした。」

←

〔正〕「平成25年9月1日までに公布された法令を対象とした。」

【租税特別措置法】第七四条（2224頁）【下段・左から8行目】

〔誤〕「・・・法律の施行の日から平成24年3月31日までの・・・」

←

〔正〕「・・・法律の施行の日から平成26年3月31日までの・・・」

『詳細登記六法（平成26年版）』 正誤表

（平成二五年一月七日）

「登記手数料令」第三条（2274頁）に次のとおり誤りがありましたので、謹んで訂正いたします。

なお、貼り込み用として、修正後の同頁の全体を表示したものを添付させていただきます。ご活用ください。

【上段・22行目】
（誤）「・・・、一事件に関する図面につき五百円とする。」

（正）「・・・、一事件に関する図面につき四百三十円（当該書面の送付を求めるときは、四百五十円）とする。」

【上段・7～12行目】
（誤）「・・・、一通につき、五百五十円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、五百七十円）とする。ただし、一通の枚数が五十枚を超えるものについては、五百五十円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、五百七十円）にその超える枚数五十枚までごとに百円を加算した額とする。」

【中段・23～27行目】
（誤）「五 概要記録事項証明書 三百円（当該概要記録事項証明書の送付を求めるときは、三百二十円）。ただし、一通の枚数が五十枚を超えるものについては、三百円（当該概要記録事項証明書の送付を求めるときは、三百二十円）・・・」

（正）「・・・、一通につき、四百八十円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、五百円）とする。ただし、一通の枚数が五十枚を超えるものについては、四百八十円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、五百円）にその超える枚数五十枚までごとに百円を加算した額とする。」

（正）「五 概要記録事項証明書 二百五十円（当該概要記録事項証明書の送付を求めるときは、二百七十円）。ただし、一通の枚数が五十枚を超えるものについては、二百五十円（当該概要記録事項証明書の送付を求めるときは、二百七十円）・・・」

【上段・17行目】
（誤）「・・・、一筆の土地又は一つの建物につき五百円とする。」

（正）「・・・、一筆の土地又は一つの建物につき四百三十円（当該書面の送付を求めるときは、四百五十円）とする。」

本書に関する法改正等の有益情報、誤植の訂正その他追加情報については、次のURLをご覧ください。
[http://www.kinzaip/books/reader/seigohmu]

2274 登記手数料令（三条―四条）

- ③ 前条第三項の規定にかかわらず、登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書（第四項及び第五項に規定するものを除く。）の交付の請求に関する手数料（第六項に規定する場合を除く。）は、一通につき、四百八十円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、五百円）とする。ただし、通の枚数が五十枚を超えるものについては、四百八十円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、五百円）にその超える枚数五十枚までごとに百円を加算した額とする。
- ② 前条第三項の規定にかかわらず、前項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料（第六項に規定する場合を除く。）は、一筆の土地又は一つの建物につき四百三十円（当該書面の送付を求めるときは、四百五十円）とする。
- ① 前条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料（第六項に規定する場合を除く。）は、一事件に関する図面につき四百三十円（当該書面の送付を求めるときは、四百五十円）とする。
- ④ 前条第六項から第八項までの規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書若しくは登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求（次条に規定する場合を除く。）に関する手数料（第六項に規定する場合を除く。）は、一通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十一条第二項の規定による動産譲渡登記ファイルに係る登記事項証明書 七百円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、七百五十円）。ただし、譲渡に係る動産であつて一個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものであるものについては、七百円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、七百五十円）にその超える個数一個ごとに三百円を加算した額
- 二 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十一条第一項の規定による債権譲渡登記ファイルに係る登記事項証明書 四百五十円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、五百円）。ただし、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権があつて一個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものであるものについては、四百五十円（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、五百円）にその超える個数一個ごとに二百円を加算した額
- 三 動産譲渡登記ファイルに係る登記事項概要証明書 四百円（当該登記事項概要証明書の送付を求めるときは、四百五十円）
- 四 債権譲渡登記ファイルに係る登記事項概要証明書 二百五十円（当該登記事項概要証明書の送付を求めるときは、三百円）
- 五 概要記録事項証明書 二百五十円（当該概要記録事項証明書の送付を求めるときは、二百七十円）。ただし、通の枚数が五十枚を超えるものについては、二百五十円（当該概要記録事項証明書の送付を求めるときは、二百七十円）にその超える枚数五十枚までごとに百円を加算した額
- ⑤ 前条第九項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書の交付の請求（当該登記事項証明書の送付を求めるときは、二百五十円）に関する手数料（次項に規定する場合を除く。）は、一通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 後見登記等に関する法律第十条の規定による登記事項証明書（次号に掲げる登記事項証明書を除く。） 三百八十円（一通の枚数が五十枚を超えるものについては、三百八十円）にその超える枚数五十枚までごとに百円を加算した額
- 二 後見登記等に関する法律第十条の規定による登記事項証明書で後見登記等ファイル又は閉鎖登記ファイルに記録がない旨を証明したものを 三百円
- ⑥ 前各項に規定する登記事項証明書、地図等の情報の内容を証明した書面、土地所在図等の情報の内容を証明した書面、登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の送付を書留郵便法昭和二十二年法律第六十五号第四十五条に規定する書留をいう。）又は同法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱のうち法務大臣が定めるものの取扱いにより行うことを求める場合の手料は、前号の規定により算出した額（二通以上の送付を求めるときは、その合計額）に当該取扱いに要する料金を加算した額とする。民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する信書便の役務のうち当該取扱いに準ずるものとして法務大臣が定めるものにより行うことを求める場合の手料も、同様とする。
- ④ 前条第六項、第七項又は第九項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書又は登記事項概要証明書の交付の請求（登記官により、情報通信技術利用法第四条第一項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記事項証明書又は当該登記事項概要証明書に係る電磁的記録を提供することを求める場合を除く。）に関する手数料は、一通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。